平成 24 年度 第 1 期

# 事業報告

自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日

一般財団法人 国際法学会

#### I. 国際法学会の現況に関する事項

#### (1) 事業概況

一般財団法人国際法学会は2012 (平成24) 年10月1日に設置認可された。2012 (平成24) 年10月5日に開催された第1回理事会(通常)において議決された一般財団法人国際法学会定款第4条各号に基づく平成24年度事業計画(第1期:2012(平成24)年10月1日~2013(平成25)年3月31日)は、以下の通りであった。

- 第1号 国際公法及び国際私法及び国際政治及び外交史に関する諸問題の調査研究 第4号に該当する研究大会における調査研究項目参照
- 第2号 当法人と目的を同じくする内外諸団体との連絡連携 2012 (平成24) 年10月6日 韓国国際法学会との合同シンポジウム開催 (開催地:東京)
- 第3号 雑誌及び刊行物の発行
  - 1. 機関誌『国際法外交雑誌』年4回 発行
    - (1) 第 111 巻 第 3 号 2012 (平成 24) 年 11 月 発行予定
    - (2) 同 第 4 号 2013 (平成 25) 年 3 月 発行予定
- 第4号 研究会、講演会及び講習会の開催
  - (1) 秋季研究大会(第115年次)

2012 (平成 24) 年 10 月 6 ・ 7 日 東京ビッグサイトにて開催

第5号 その他理事会において必要と認める事業

小田滋賞及び小田滋 ICJ 判事記念レクチャーズシリーズ(仮称)実施の準備作業

旧財団法人国際法学会の2012 (平成24) 年度途中における解散と一般財団法人国際法学会の設立及び第1期事業年度の開始というあわただしい状況変化の中ではあったが、定款第3条に定める当法人の目的に沿い、かつ定款第4条各号に従って決定した上記平成24年度事業計画をほぼ当初の予定通り実施することができた。

国際法学会の運営に関わる事項としては、主たる事務所を神奈川県横浜市と定めたこと 等による定款の変更、諸規程の制定を行い、国際法学会の運営機構の整備を行った。

国際法学会は、2012(平成24)年10月1日に一般財団法人に移行し、半年が経過した。定款第5条が当法人の事業年度を毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わると定めているため、第1期の事業年度は半年であるが、この半年の活動を経て、ようやく一般財団法人の下での新しい学会運営体制の基盤が整備できたという段階である。日本をめぐる国際環境が目まぐるしく変化する下で、国際関係法の諸分野に関する研究及び教育に対する社会からの要請もますます多様化し、高度化してきている。国際法学会は、国際公法、国際

私法及び外交の理論及び実際を研究し、それによって、国際平和の維持及び国際正義の確立に貢献するという目的を実現するために、一般財団法人の新しい体制の下で、引き続き社会に積極的に貢献していくことを望んでいる。

以下上記各号に沿って立てられた事業の報告並びに、一般財団法人国際法学会認可以降 の定款に基づき組織整備の状況について報告する。

#### (2) 主要な事業内容

#### 1) 第4条第1号に基づく事業

旧財団法人国際法学会の解散及び一般財団法人国際法学会の設置が認可された初年度であることから、第1回理事会では2012(平成24)年度の本号に基づく事業は、第4号に該当する研究大会における調査研究項目のみを掲げ、その他の関連事業については準備期間と位置づけた。平成24年度研究大会における調査研究は第4号に関する事業報告において記述する。

第1号の他の関連事業については、2013 (平成25) 年1月13日開催の第2回理事会(臨時)において、2013 (平成25) 年度事業計画(第5号議案)に、一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第5条2項に基づく研究情報入手及び整理の事業(国際関係法情報の更新)、ならびに、一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第8条3項に基づくエキスパート・コメント委員会の事業の開始を加えることを議決し、それに向けて各関連委員会において検討を進めることを委嘱した。

#### 2) 第4条第2号に基づく事業

1. 旧財団法人国際法学会の国際交流委員会の下で準備されてきた日韓国際法学会共同会議「北東アジアにおける国際法の現代的諸問題」が、2012 (平成24)年10月6日、国際法学会2012年度(第115年次)秋季研究大会と並行して開催された。本会議は、日本、中国、韓国の三つの国際法学会による国際会議として第1回、第2回が韓国で開催されたのに引き続き、第3回が日本で開催されることになったものである。旧財団法人国際法学会国際交流委員会は、上記メインテーマの下に国際環境法、国際刑事法、国際仲裁の三セッションを設けて準備を進めた。当時の国際環境の下で中国からの参加は見送られたが、韓国国際法学会から予定通りの実施につき賛同が得られ、日韓国際法学会共同会議となった。一般財団法人国際法学会理事会は、第1回理事会において、これまで準備を進めてきた旧財団法人国際法学会国際交流委員会を構成した諸会員に同共同会議の実施を委嘱することを決定した。

日韓国際法学会共同会議は、開会式(柳原正治旧財団法人国際法学会理事長開会挨拶、薬師寺公夫一般財団法人国際法学会代表理事歓迎挨拶)の後、三つのセッションが開催され、その後閉会式(President Park Ki Gab, Korean Society of International Law 閉会挨拶)が行われた。第 1 セッション「国際環境法」では、柳原正治九州大学教授の司会で、Associate

Professor So, Byung-Chun(Ajou University)、堀口健夫准教授(北海道大学)の報告が行われ、第2セッション「国際刑事法」では、Professor Park Ki Gab, Korean Universityの司会で、竹村仁美准教授(愛知県立大学)、Assistant Professor Kim Sung Won (Wonkwang University)の報告が行われ、第3セッション「国際仲裁」では、岩澤雄司東京大学教授(旧国際交流委員会幹事)司会で、Professor Lee, Jae Min (Hanyang University)、長田真理准教授(大阪大学)の報告が行われた。各セッションでは活発な質疑が行われ、参加者には、"The 2012 Joint Conference of JSIL and KSIL: Current Problems of International Law and Northeast Asia"が配布された。本会議の開催に当たっては、吉川元旧国際交流委員会主任の尽力により東京倶楽部及び江草基金から援助を受けた。なお日韓国際法学会共同会議の報告は、国際法外交雑誌第111巻第3号(163頁以下)に掲載されている。

2. 2010 (平成 22) 年 8 月に旧財団法人国際法学会が運営して淡路で開催された、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア・ニュージーランド、四国際法学会の国際会議の成果が、2013 (平成 25) 年 3 月 20 日に、Andrew Byrnes, Mika Hayashi, Christopher Michaelsen (eds.), International Law in the New Age of Globalization (The Hague: Martinus Nijhoff,). xvi+448pp として公刊された。

#### 3) 第4条第3号に基づく事業

一般財団法人国際法学会の認可発足に伴い、学会雑誌編集委員会(浅田正彦委員長)は、旧財団法人国際法学会雑誌編集委員会(佐藤哲夫主任・森川幸一・川﨑恭治幹事)より「国際法外交雑誌」第111巻第3号及び第4号の編集作業を引き継いだ。新しい編集委員会の方針に基づき、第1回理事会で第111巻第3号を2012(平成24)年11月に、及び、第4号を2013(平成25)年3月に印刷・発行することを決定した。

上記編集方針に基づき、雑誌編集委員会は、2012(平成24)年11月に国際法外交雑誌第111巻第3号(総頁数172頁)を発行した。同号には、黒澤満教授(大阪女学院大学)、横溝大教授(名古屋大学)、納家政嗣教授(青山学院大学)による3本の論説、国連国際法委員会第64会期及び国際法協会第75回大会に関する2本の資料、寺谷広司教授(東京大学)、喜多康夫准教授(帝京大学)、松永詩乃美准教授(熊本大学)、大庭三枝准教授(東京理科大学)による4本の紹介、並びに会報が掲載された。

続いて、2013 (平成 25) 年 3 月には国際法外交雑誌第 111 巻第 4 号 (総頁数 183 頁) を発行した。同号には、阿部浩己教授 (神奈川大学)、中野徹也教授 (関西大学)、佐藤宏美准教授 (防衛大学校)、Professor Donald McRae (University of Ottawa)による 4 本の論説、判例研究・国際司法裁判所 1 本、木原正樹准教授 (神戸学院大学)、繁田泰宏准教授 (大阪学院大学)、吉田靖之大学院博士後期課程 (大阪大学)、猪又忠德国際連合諸機関合同監査団独立監査官による 4 本の紹介、並びに会報が掲載された。

この結果、国際法外交雑誌第 111 巻は、総頁数 741 頁で、論説が 14 本、研究ノート 2 本、資料 6 本、紹介 10 本、会報 8 本、主要文献目録、及び、総目次という構成となった。

なお、2012 (平成 24) 年度までは、科研費による定期誌の刊行助成が行われてきたが、この助成が 2013 (平成 25) 年度から廃止となった。この助成の下では、国際法外交雑誌の競争入札が義務づけられていたために、第 111 巻までの印刷・発行については競争入札を実施してきた。この制度の廃止とともに、当学会の会計規程において競争入札を 1000 万円以上の場合に設定したことを踏まえて、理事会では安定した出版・発行作業を実施するために、2013 (平成 25) 年度以降は会計状況を踏まえて、随意契約によって国際法外交雑誌の組版・印刷・発送を発注することに決定した。

# 4) 第4条第4号に基づく事業

1. 旧財団法人国際法学会理事会は、国際法学会が一般財団法人へと移行すること並びに 種々の理由により 2 日間にわたる大学主催校方式による研究大会運営の困難化という状況 を考慮して、2012 年度(第 115 年次)秋季研究大会を学会初めてのコンベンション方式に よる研究大会とすることを決定し、会場運営に責任をもつ大会主催校がないという新しい 環境の下で大会を運営するために古谷修一大会実施責任者を任命した。同理事会は、古谷 責任者の提案に基づき 2012 年度(第 115 次)秋季大会を平成 24 年 10 月 6 ・ 7 日に東京ビ ッグサイトにおいて開催することを決定した後、大会実施委員会、研究連絡委員会(藥師寺公夫主任、酒井啓亘幹事)、坂元茂樹庶務主任が、相互に連絡をとりつつ同理事会の承認を経て、近畿ツーリストに大会登録、参加費及び懇親会費の徴収、レジュメ・資料集作成の印刷・製本等の大会運営業務を委託し、準備を進めた。研究大会直前の10月1日に、一般財団法人国際法学会の認可が行われたことから、同法人の第1回理事会は、これまでに準備を進めてきた旧財団法人国際法学会の大会実施委員会、研究連絡委員会、庶務主任の諸メンバーに引き続き研究大会実施の作業を委嘱することを決定した。

国際法学会 2012 年度(第115年次)秋季研究大会は、2012(平成24)年10月6日及び7 日の2日間にわたり東京ビッグサイトで開催され320名の参加者を得た。第1日目は、「海 洋法の現代的課題と展望:国連海洋法条約採択30周年」を共通テーマとして、午前の部は、 栗林忠男名誉教授(慶応義塾大学)の座長の下に、田中則夫教授(龍谷大学)及び佐藤地 外務省総括審議官の報告及び質疑応答が行われ、午後の部では杉原高嶺名誉教授(京都大 学)の座長の下で、都留康子教授(中央大学)、深町公信教授(熊本大学)、古賀衞教授(西 南学院大学)の報告及び質疑応答が行われた。第2日午前の部は、「国連国際法委員会と国 際立法」を共通の論題として、位田隆一教授(同志社大学)の座長の下に、村瀬信也 ILC 委員(上智大学教授)及び Donald McRae ILC 委員(オタワ大学教授)の報告と山田中正前 ILC 委員によるコメントがなされ、質疑応答がなされた。午後は三つの分科会が開催された。 第 1 分科会は、明石欽司教授(慶応義塾大学)の座長の下で「国際法形成過程の現代的展 開」のテーマが扱われ、小森光夫名誉教授(千葉大学)、柴田明穂教授(神戸大学)、山本 良教授(埼玉大学)、河野真理子教授(早稲田大学)の報告と質疑応答が行われた。第2分 科会は、横山潤教授(一橋大学)の座長の下に「国際条約の作成と日本の受容」のテーマ が扱われ、道垣内正人教授(早稲田大学)、早川眞一郎教授(東京大学)、大谷美紀子弁護 士 (虎ノ門法律経済事務所)、山手正史教授 (慶應義塾大学) の報告と質疑応答がなされた。 第 3 分科会は、小畑郁教授(名古屋大学)の座長の下で公募セッションが開催され、木村 ひとみ助教(大妻女子大学)、福井康人客員教授(南山大学)、武井良修研究員(ユトレヒ ト大学)、山本慎一准教授(香川大学)の報告と質疑応答がなされた。

2012 年度(第 115 年次)研究大会の報告及び質疑応答の要旨は、国際法外交雑誌第 111 巻第 3 号 138 頁以下に掲載されている。10 月 7 日には国際法学会会員総会が開催され、柳原正治旧財団法人国際法学会理事長の退任挨拶と薬師寺公夫一般財団法人国際法学会代表理事及び理事による第 1 回理事会の報告がなされ、同時に 2013 年度(第 116 年次)研究大会は年 1 回 10 月 12 日から 14 日の 3 日間、静岡市において開催予定であることが報告された。大会終了後日比谷マツモトロー東京ビッグサイト店で懇親会が開催され,109 名の会員が出席した。

2. 一般財団法人国際法学会では、研究大会の立案・実施を担当する委員会として研究大会運営委員会と研究企画委員会を設置したが、両委員会は2013年度(第116年次)研究大会に関して審議を進めてきている。両委員会の提案に基づき、第2回理事会(臨時会)で

は、①2013 年度(第 116 年次)研究大会を、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ(静岡県静岡市駿河区池田 79-4)において、2013(平成 25)年 10 月 12 日(土曜)、13 日(日曜)、14 日(月曜・祝日)の 3 日間開催する、②会員の研究大会出欠確認(参加費及び懇親会費徴収を含む)及びホテル斡旋を近畿ツーリストに依頼することを決定し、プログラムの詳細の立案と具体的準備作業を両委員会に要請した。

#### 5) 第4条第5号に基づく事業

1. 小田滋賞 小田滋先生からの寄付の一部を活用し、若い人々の国際関係法に対する関心を喚起するような懸賞論文を募集し、顕彰する事業を小田滋賞を設けて実施することが、旧財団法人国際法学会理事会からの引き継ぎ事項となっていたが、第 2 回理事会(臨時)において小田滋賞の論文募集作業を 2013 (平成 25) 年度に開始するための準備を進めるために基本的枠組みを決議し、募集規則及び募集要項の作成を国際関係法教育委員会に委任した。

小田滋賞の基本的枠組は次のとおりとした。

- ①原則として毎年、国際関係法分野(国際法、国際私法、国際政治・外交史)における優秀な論文に対し、小田滋賞を授与し、第1回については、自由テーマとする。
- ②受賞論文は、応募論文のなかから選定し、最優秀賞 30 万円 (1 編)、優秀賞 20 万円 (2 編)、奨励賞 10 万円 (3 編) を授与するが、最優秀賞は、毎年出すものとはせず、該当者がいた場合に限定する。
- 論文は、タイトルを付け、日本語 15,000 字程度で、ワードまたは一太郎で作成の上、2013 (平成 25) 年 12 月 31 日までに、一般財団法人国際法学会内の小田滋賞事務局に提出する。
- ④応募資格者は、日本国内の大学生(高等専門学校 4、5 年生含む)、大学院博士課程前期 課程及び修士課程の学生、法科大学院生及び司法修習生とする。国籍・性別・年令は問わ ない。
- ⑤審査委員会メンバーは、当分の間、国際関係法教育委員会による第1次審査と代表理事 指名による3名の委員の第2次審査で構成する。
- ⑥第1次論文審査において、主要3分野各5本にしぼり(2014年2月末まで)、第2次論文審査において、最優秀賞、優秀賞、奨励賞を確定する(2014年4月末まで)こととし、審査委員会は受賞者につき、一般財団法人国際法学会理事会の了承を得なければならない。 ⑦発表と表彰は、2014年5月の理事会前後を予定する。
- ⑧応募規則及び応募要領並びにその他細目(規則)については、国際関係法教育委員会が、 4月末までに策定し、5月に予定される理事会で議論後、5月末までに正式決定する。なお、審査委員の意見を聞いた上で国際関係法教育委員会が応募要領を必要に応じて改訂していく。6月初旬に応募要領を HP に掲示し、その他の宣伝媒体を通じて宣伝する。
- ⑨小田滋賞事務局を、学協会サポートセンターに依頼する。

⑩高校生を対象とするものは、今後の検討課題とする。

以上の枠組みに沿って、国際関係法教育委員会で募集要領、募集規則等の検討が行われ、 3月末までに理事会で検討すべき原案が作成された。

2. その他の事業 旧財団法人国際法学会理事会は、一般財団法人への移行に伴い要請される公益目的財産額(旧財団法人の純資産額)の公益目的支出計画の作成にあたり、内閣府に認可される公益目的事業を決定するために、公益性が認定されるような事業について検討し、公益目的支出計画を作成した。新しく設置された委員会は公益目的支出計画に示された公益目的事業の一部を具体化するために次のような事業を進める。

研究振興委員会では、国際法協会日本支部の国際法教育に関する委員会が 2010 (平成 22) 年の ILA ハーグ大会の際に作成した How to find materials の成果を引き継ぎ、研究資料及び情報に関するポータルサイトの整備作業を進めていくとともに、国際関係法に関する会員のへの情報提供と社会への貢献を考慮して、今後主要文献目録のオンライン版の提供と随時アップデート、論文・ワーキングペーパーの本文データの集積と提供などについても可能性を検討していくことにした。

若手研究者育成委員会では外務省総合政策局人権人道課の要請も受けて、模擬裁判アジアカップへの協力のあり方について、人的支援を中心に検討した。ジェサップ模擬裁判にはこれまで研究大会会場での広報活動、決勝ラウンドへの国際法学会理事長の裁判官としての参加などの協力を行ってきたが、これらの模擬裁判参加者から将来国際関係法の研究者、実務家をめざす人が少なからずあることを踏まえ、引き続き可能な協力を進めていくことにした。

旧財団法人国際法学会の下で進めてきた社会連携事業を継承するためにアウトリーチ委員会を設置したが、2010 (平成 22) 年以来続けてきている日本弁護士連合会と連携した「国際法スペシャリストを目指す法律家のためのセミナー」への後援を次年度も計画している。次年度は2013 (平成 25) 年8月30日-31日に弁護士会館において岩澤雄司会員及び外務省に講師をお願いして「実践・国際法」を開催することを検討している。また同委員会では一般財団法人の公益事業として市民講座等の開催の可能性についても検討した。

エキスパート・コメント委員会では、国際関係法に関連する情報及び解説等に対する社会的需要が増大していることに対応して、一般財団法人の公益事業の一環として、国際関係法に関するエキスパート・コメントを社会に提供することが可能かどうか、その方法をどうするかを検討した。

HP 委員会では引き続き一般財団法人国際法学会に関する有益な情報を会員及び一般向けに提供していく。また会員委員会では、研究大会が1年に1度のコンベンション方式の開催となったことを踏まえて、会員名簿の作成とともに新たに学会の近況等を伝えるニュースレター作成などを検討した。

これらの作業は、2013(平成25)年度の事業として継承される。

#### (3)管理運営に関する状況

#### 1) 登記及び整備した規程類

第 1 回理事会で、定款に基づき、新法人移行後の活動の根拠となる理事会運営規程、委員会規程、事務局組織及び運営規程、会計規程、公印規程、会員規程を制定した。その後、11 月 11 日に臨時評議員会が開催され、評議委員会運営規程を制定した後、事務所地を業務委託地である、(有)学協会サポートセンター(神奈川県横浜市中区山下町 194 番地 502 号)へと変更し(定款第 2 条)、ならびに、課税免除のために必要な規定整備(定款第 12 条の 2)の一環として、定款の改正を行った。また、公益目的財産額確定の申請を行うために旧財団法人において決算承認された資金額を確認する決算承認を行った。一般財団法人等法に基づく諸様式を整えるため弁護士事務所及び司法書士事務所に相談するなど相当の時間を要したが、新事務所所在地での登記については司法書士事務所に依頼して横浜法務局において 2013 (平成 25)年1月30日に移転登記が完了した。また、弁護士事務所に依頼して公益目的財産額確定の手続を進めてきたが、2013 (平成 25)年2月19日に、内閣総理大臣より公益目的財産額確定の手続を進めてきたが、2013 (平成 25)年2月19日に、内閣総理大臣より公益目的財産額確定の通知を受けた。

定款変更の法務局登記をはじめ国際法学会執行部の力だけでは対応しきれないさまざまな事務的事項があり、一般財団法人を維持発展させていくには適宜弁護士、司法書士、公認会計士等の専門家に相談し、適切に対処していくことが必要となり、その経費も予算の中に計上していく必要がある。定款及び諸規程の整備状況については、前述のように法令上緊急に必要な規程のみを整備した段階であり、今後法令上必要とされる規程の整備ならびに必要な規則を制定していく必要がある。このために理事会の下に規程整備に関する作業部会を設置したが、今後検討を委嘱する予定である。これまでに整備した定款及び各規程については、国際法外交雑誌第111巻4号の144-169頁に掲載した。

#### 2) 組織整備

一般財団法人には、事業の推進に必要な委員会を設置することが認められている(定款第52条)が、旧財団法人国際法学会の研究連絡委員会、雑誌編集委員会、国際交流委員会等の組織と機能を継承するために、第1回理事会において委員会に関する規程を制定し、これに基づき11の委員会を設置し、これらを7つの部に所属させることにした。委員会には委員長と幹事を置き、委員会の委員の任期は理事と同じく2年とした。また一般財団法人国際法学会には事務を処理するため事務局を設置し、事務局長と職員を置くことになっている(定款第53条)ので、従来庶務主任が担当していた機能を継承するために、第1回理事会で事務局組織及び運営規程を制定し、事務局を設置した。

現在の各種委員会の委員の任期は、定款及び委員会に関する規程に基づいて、2014 年 6 月の評議員会が開催されるまでとなる。

委員会および部の構成は次のとおり(最終頁概要図参照)。

旧財団法人国際法学会では、48人の評議員と40名の理事を擁し、理事会では常務理事を 中心に運営委員会が開かれてきた。会務は、庶務主任、会計主任、研究連絡主任、雑誌編 集主任、国際交流主任の下に事務局又は研究連絡委員会、雑誌編集委員会、国際交流委員 会が置かれて、多数の会員の力によって学会の事業活動が支えられてきた。全体では 100 名を超える会員が学会の運営に携わり、評議員の半数は会員の選挙によって選任されてき た。しかし、一般財団法人国際法学会の下では、評議員は現在 13 名、理事は現在 11 名と旧 財団法人国際法学会の約 30%弱となっており、評議員、理事及び監事の選任は、上記法律 に従って認可された定款によって、評議員会が行うことになる(定款第 14 条 1 項、第 28 条1項)。そこで一般財団法人への移行に伴って、より多くの会員が学会の会務運営に参加 して意見を述べることができる本学会の民主的な伝統をどのように新しい制度の下で継承 していくのかが議論された。その結果、若手研究者を含めて 100 名近い会員が学会の会務 運営に従事することができるような会員の民主的参加の慣行を新しい委員会の組織と活動 の中に反映させることが、旧財団法人国際法学会理事会で検討され、一般財団法人国際法 学会への移行に際しての引き継ぎ事項となった。これを受けて、新理事会では、下図のよ うな 7 部 11 委員会と事務局からなる運営機構を発足させて、約 100 名の会員の参加を得て 業務の遂行に当たることにした。

7 つの部は、総務、会計、研究企画、研究振興、雑誌編集、国際交流、社会連携となる。 総務、会計、研究企画、雑誌編集、国際交流は、基本的には、旧財団法人国際法学会の庶務、会計、研究連絡、雑誌編集、国際交流に対応する。また、研究振興部及び社会連携部は旧財団法人国際法学会の理事会及び運営委員会の下で展開されてきていた事業を継承し発展させるため、また国際関係法の教育研究のサービスを提供する事業、小田滋先生から旧財団法人に寄付いただいた 5000 万円の基金を活用した新たな事業などを展開するために設置された委員会で、各委員会の目的と機能については、「一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程」(国際法外交雑誌第111巻4号162-164頁参照)に定める。

各部と委員会の構成は下記の通り (○印は幹事)。

# 1. 総務部 総務担当業務執行理事·事務局長·幹事若干名

#### 事務局【庶務】

事務局長 坂元茂樹

事務局員 ○寺谷広司、○徳川信治、西村智朗

ホームページ委員会【学会 HP の維持管理】

委員長 新井 京

委員 加々美康彦、坂田雅夫、○松井章浩

会員委員会【ニュースレターの発行、会員名簿作成など】

委員長 高村ゆかり

委員 〇稲角光恵、竹内真理、長田真理、許 淑絹

2. 会計部 会計担当業務執行理事・幹事

会計部長 道垣内正人 〇早川吉尚

3. 研究企画部 【研究大会の企画と実施】

研究企画委員会【研究大会のプログラムの計画実施】

委員長 森川幸一

委員 国際法 明石欽司、阿部浩己、濵本正太郎、間宮 勇、真山 全、

○森 肇志

国際私法 青木清、神前 禎、○西谷祐子

国際政治·外交史 石田 淳、都留康子

外務省 小林賢一(国際法局国際法課長)

研究大会運営委員会【コンベンション方式の研究大会の立案実施】

委員長 古谷修一

委員 北村朋史、〇洪 恵子、濱田太郎、山田哲也

4. 研究振興部【研究教育上のサービス提供】

研究振興委員会 【How to find materials の改訂作業を含む】

委員長 兼原敦子

委員 ○岩月直樹、江藤淳一、植松真生、中川淳司、宮野洋一

若手研究者育成委員会【模擬裁判アジアカップ、ジェサップ裁判等への対応】

委員長 植木俊哉

委員 ○阿部克則、桐山孝信、松隈潤、望月康恵

5. 雑誌編集部 【国際法外交雑誌の編集・刊行】

雑誌編集委員会

委員長 浅田正彦

委員 **国際法** 川﨑恭治、河野真理子、O酒井啓亘、柴田明穂、西海真樹、前田直子、

〇山田卓平、吉田 脩

国際私法 北澤安紀、高杉 直、多田 望、中西 康

国際政治·外交史 大島美穂、大矢根聡、中西 寛

外務省 赤堀 毅(国際法局条約課長)

6. 国際交流部 【国際交流】

国際交流委員会

委員長 岩澤雄司

委員 **国際法** 青木節子、寺谷広司、林 美香、○森田章夫 **国際私法** 出口耕自、中野俊一郎 **国際政治・外交史** 篠田英朗、篠原初枝

# 7. 社会連携部 【ステークホルダーとの連携】

アウトリーチ委員会【日本弁護士連合会・国際法曹協会などとの連携】 委員長 中谷和弘

委員 内冨素子、繁田泰宏、〇申 惠丰、竹下啓介、廣瀬陽子、山本晋平 エキスパート・コメント委員会【カレントな問題についての専門家としての意見を公表】 委員長 小畑 郁

> 委員 **国際法** 玉田 大、西村 弓、萬歳寛之、○水島朋則 **国際私法** 林 貴美、横溝 大 **国際政治・外交史** (依頼中)

> > 外務省 林裕二郎(国際法局国際法課首席事務官)

国際関係法教育委員会 (7名以内) [小田滋賞ほか国際関係法の教育]

委員長 佐野 寛

委員 **国際法** ○黒神直純、児矢野マリ、湯山智之 **国際私法** 申 美穂、早川眞一郎 **国際政治・外交史** 小林 誠

# 3) 許可、認可、承認等に関する事項

一般財団法人への移行に伴う届出を以下の通り行った。

申請年月日 2012 (平成 24) 年 12 月 26 日

申請事項「公益目的財産額の確定」の届出

許可等年月日 2013 (平成 25) 年 2 月 19 日

備考 提出先 内閣府

#### 4) 理事会及び評議員会

1. 理事会

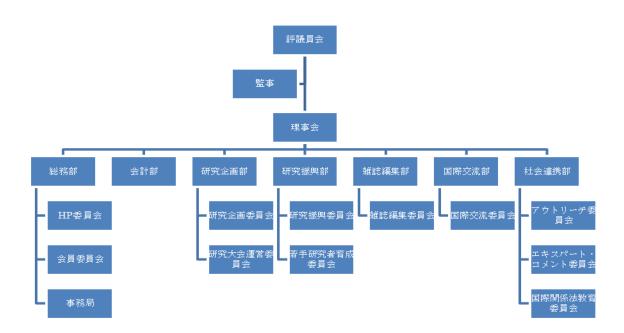
当該事業年度は、理事会を次の通り3回開催した。

- ・第1回理事会(通常) 2012 (平成24) 年10月5日(金) 開催
- 第2回理事会(通常) 2013(平成25)年1月13日(日)開催
- ・第3回理事会(臨時) 2013 (平成25) 年2月14日 (木) 電磁的方法

#### 2. 評議員会

当該事業年度は、評議員会を次の通り2回開催した。

- ・第1回評議員会(臨時)2012(平成24)年11月11日(日)開催
- ·第2回評議員会(臨時)2013(平成25)年3月26日(火)電磁的方法



# Ⅱ. 国際法学会概要

# (1) 事務所

神奈川県横浜市中区山下町194-502

# (2) 会員

|      | 期首(2012年10月5日) | 入会 | 退会 | 期末会員数 |
|------|----------------|----|----|-------|
| 一般会員 | 807名           | 3名 | 0名 | 810名  |
| 学生会員 | 80名            |    |    | 80名   |
| 維持会員 | 2名             |    |    | 2名    |
| 名誉会員 | 46 名           |    |    | 48 名  |
| 終身会員 | 3名             |    |    | 3名    |
| 合計   | 938 名          |    |    | 941 名 |

終身会員は現在は廃止されているが、以前に終身会員となった者はその地位を維持(一般会員で 終身会費を払った者をいう)

#### (3) 役員等の状況

## 1) 理事 (常勤)

地位 氏名 重要な兼務の状況 代表理事 藥師寺公夫 立命館大学教授 理事 浅田正彦 京都大学教授 岩澤雄司 東京大学教授 理事 理事 兼原敦子 上智大学教授 理事 吉川元 上智大学教授 理事 小寺彰 東京大学教授 神戸大学教授 理事 坂元茂樹 理事 佐野寛 岡山大学教授 早稲田大学教授 理事 道垣内正人 理事 古谷修一 早稲田大学教授 理事 森川幸一 専修大学教授

#### 2) 監事 (常勤)

地位氏名重要な兼務の状況監事吾郷真一九州大学教授監事野村美明大阪大学教授

## 3) 評議員 (常勤)

 地位
 氏名
 重要な兼務の状況

 評議員
 位田隆一
 同志社大学客員教授

 評議員
 石井正文
 外務省国際法局長

 評議員
 大森正仁
 慶応大学教授

 評議員
 柏木昇
 東京大学名誉教授

評議員 川村明 アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士

評議員久具佳子東京大学教授評議員佐藤哲夫一橋大学教授評議員佐藤やよひ関西大学教授評議員平覚大阪市立大学教授

 評議員
 田中則夫
 龍谷大学教授

 評議員
 最上敏樹
 早稲田大学教授

評議員 柳原正治 九州大学教授

評議員 山影進 青山学院大学教授

2012 (平成24) 年11月11日 長嶺安政評議員辞任 辞任理由 外務省内人事異動によるもの

2012 (平成 24) 年 11 月 11 日 兼原信克評議員就任

2013 (平成 25) 年 3 月 26 日 兼原信克評議員辞任 辞任理由 外務省内人事異動によるもの

2013 (平成 25) 年 3 月 26 日 石井正文評議員就任

国際法学会は、2012 (平成 24) 年 10 月 1 日付で一般財団法人に移行したことに伴い、法人名称も「財団法人国際法学会」から「一般財団法人国際法学会」へ変更した。

以上